

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の辞退について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 二日
中国四国厚生局長 竹林 経治

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団新納齒科大崎医院	米子市大崎一二七六一一	令和八年六月三十日